別記様式（第十四条関係）

最高裁判所裁判官国民審査投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印

○ 注意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。

二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄															
裁判官の氏名	甲野乙郎														

備考

一　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

二　投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。

三　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四　第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。